

障害等による修学支援（授業における配慮）の流れ

STEP 1

心とからだのサポートセンターに相談

- 病気や障害等により、修学上の支援（授業における配慮）などを希望する場合は心とからだのサポートセンター（以下、「センター」とします。）に相談します。

STEP 2

支援申請書を作成し提出

- 支援を希望する学生本人が『支援申請書』を作成し、センターに提出します。
※支援関係者が『支援申請書』の内容を共有することについてご了承ください。
- 各種障害者手帳や診断書などの根拠資料を面談までに提出してください。

STEP 3

支援内容等について面談実施

- 障害学生支援室スタッフと支援内容などについて面談を実施します。
※必要に応じて、保証人や関係者が同席することがあります。
- 『個人情報共有に関する同意書』に署名をお願いします。

STEP 4

支援内容を学内会議で検討

- 『支援検討会議』で支援内容などについての協議を行います。

STEP 5

支援内容を合意書で確認

- 『支援検討会議』で決定した支援内容を『合意書』で説明します。
- 『合意書』の内容に合意されると、支援内容が確定します

STEP 6

支援内容を関係教職員に通知

- 合意された支援内容を示した「授業における配慮願」を関係教職員に通知します。

STEP 7

支援の実施

- 関係教職員は「授業における配慮願」に基づいて授業などで支援を行います。

STEP 8

学期終了までに面談を実施

- 支援の状況などについて点検するために支援担当教員と面談を実施します。
- 今後の支援の継続や支援内容などについて学期終了までに再検討を行います。